

2010（平成22）年度運動方針

I. 基本方針

II. 組織教宣活動方針

III. 社会女性活動方針

I. 基本方針

1. 若者を取り巻く課題
2. 我が国はどのような状況にあるのか
3. 世界が直面している課題
4. 豊かな地域社会をめざして
5. 日青協の総合的な取り組みについて

I. 基本方針

青年団運動を広く伝え、豊かな地域社会をつくろう！！

青年を取り巻く環境が厳しさを増す中、その一方では青年団の結成や市町村団同士との連携促進に向けた動きが全国に広がりつつあります。

2010年度は、こうした動きを更に全国に広げ、青年団組織の拡充をめざします。

そのためこれからの青年団組織のあり方を議論しながら、青年団への支援と再生のための事業を進めます。

また私たちの運動を国や地方の施策に反映させるため、政党討論会や政党訪問を積極的に行います。

日本を元気にするのは、私たち青年です。

労働問題や平和活動、人権、環境などの実践や学習を進め、全国青年大会や全国青年問題研究集会をはじめとした事業を展開し、私たちの運動を広く伝えます。

私たち青年の手で、豊かな地域づくりを進め、日本を元気にしましょう！

<今年1年で道府県団とともにめざす大きな目標>

- 1 青年団への支援と再生を進め、青年団活動の輪を広げます。
- 2 私たちの運動を国や地方の行政機関に伝え、施策展開をめざします。
- 3 平和活動をはじめとした社会女性活動を拡充します。
- 4 全国青年大会をはじめとした事業において、多くの青年と感動を分かち合います。

いよいよ2010年度の運動が始まります。来る2011年の日青協結成60周年を目前に迎えた今、新しい時代に相応しい組織と運動をつくりあげていく上で、私たちはどのような社会に生きているのか、ともに考えていきましょう。

1. 若者を取り巻く課題

1) 若者たちは地域で活躍する場を求めている

「事業に人が集まらない」、「後継者がみつからない」、「何を考えているのかわからない」。青年団活動をめぐり、様々な声が各地から聞こえてきます。今、地域の青年たちはどのような願いを抱え、どこに打開の展望があるのでしょうか。

平成21年に内閣府が実施した「社会意識に関する世論調査」によると、「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ」という意見が20代から30代ともに50%をこえており、「個人生活の充実をもっと重視すべきだ」よりも高い数値が出ています。この数字は、他の世代よりも青年世代が高くなっていることも特徴的です。また、日頃社会の一員として、何か役立ちたいと思っているか、それとも、

あまりそのようなことは考えていないか聞いたところ、6割以上の方が役立ちたいと考えています。また、「役立ちたい」と回答した人たちに、具体的な内容を聞いたところ、「自然・環境保護に関する活動（環境美化、リサイクル活動、牛乳パックの回収など）」を挙げた人が37.4%、「社会福祉に関する活動（老人や障害者などに対する介護、身の回りの世話、給食、保育など）」を挙げた人が36.4%、「町内会などの地域活動（お祝い事や不幸などの手伝い、町内会や自治会などの役員、防犯や防火活動など）」を挙げた人が36.3%などの順となっています。

また、「青少年の生活と意識に関する基本調査」（対象：15歳から24歳）によると、「地域の大人たちと何かやりたいと思いますか」という問いに対して50%近くが「やりたい」と回答しているにも関わらず、84%の青少年が「行っていない」と回答しています。

少なくともこれらの統計を見る限り、多くの若者たちが社会に対して関心を寄せており、地域での活動を望んでいると言えるのではないのでしょうか。また、活動内容についても、上位3つの内容は青年団活動とも重なります。多くの青少年が、地域での活動を望んでいることは明確であり、そうした青年たちの願いに応えうる運動と組織を構築していくことが求められています。

2) 若者を取り巻く労働環境

働く私たちにとって、労働問題はもっとも重要な課題です。リーマンショックに端を発した金融危機以降、経済への打撃が世界に広がり、各国で正規・非正規を問わず失業率の上昇が深刻な問題となっています。これらはとりわけ青年層を直撃し、社会不安すら引き起こしています。我が国でも、若者の労働問題は改善の兆しが見られません。失業者は323万人に上り、完全失業率も15～24歳で8.5%、25～34歳で6.2%と、依然として平均を大きく上回っています。中小企業が雇用を創出できない今、地方の若者たちはいっそう厳しい状況に直面しています。

現在、全労働者の35%をこえる1,893万人がパートやアルバイト、派遣労働などの不安定雇用となり、安価な労働力として使い捨てとも言える状況を生んでいます。また、年収が200万円に満たない層が1000万人をこえており、生活保護水準より低い収入しか得られない「ワーキングプア」と呼ばれる層が拡大しています。不安定雇用の増大は、家事も進学もしていないいわゆる「ニート」を生みだし、将来の大きな社会問題となることが警告されています。

不安定雇用が増大する一方、一般労働者の年平均総実労働時間は2,001時間と相変わらず高いままです。とりわけ30歳代の男性は、約4人に1人が週60時間以上働いています。こうしたゆとりのない働き方のもとでは、地域活動に参加したくても参加できず、心身への障がいなど深刻な事態をも招いています。

私たち青年団の各事業でも、「仕事が休めない」「お金がなくて行きたくても行けない」などの声がしばしば聞かれます。こうした声の背景には、労働環境をめぐる社会構造の問題があるのは明らかです。まさしく、この労働をめぐる問題を解決することこそ、私たちに課せられた大きな課題といえます。

3) 青年の学びを保障する社会へ

青年学級振興法が99年に廃止され、若者の集団的な学習機会を保障する制度がなくなって以降、青年が主体的に学びを深めるための施策はいまだ見られません。また、昨年行われた事業仕分けでは、全国23施設を数える独立行政法人青少年交流の家は国が行う事業としてふさわしくないとされ、地方や民間への移管の方向が示されました。一方、4月1日に「子ども・若者支援育成法」が施行され、ニートや引きこもりなど、課題を抱える若者たちの支援について、今後地方自治体によって具体化が図られていくことになりました。この法律に基づき、現在国は、子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」を作成しようと検討しています。これは、困難を抱えた若者やその家族

の支援にとどまらず、日本国憲法や子どもの権利条約の理念に基づき一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を実施していくとしています。

何らかの原因で社会や学校になじめず課題を抱え込んでしまった青少年にとって、青年団活動は地域の様々な人と出会い、ともに力をあわせて地域活動をすすめていくことで、再び社会にとけ込むきっかけともなりえます。実際、私たちの周囲にもそうした仲間が数多くいるのではないのでしょうか。その意味で、地域青年団活動は、今日的課題に応えうる価値を持っているといえます。

この間日青協は、若者の就労問題や社会的自立といった諸課題について、個別の対症療法ではなく若者に対する総合的な政策の重要性を訴えてきました。今回の国の動きに対しても、青年自身が自主的・主体的に学ぶ権利や機会を保障する視点から、青年教育と青年活動への支援を強く訴えていきます。

2. 我が国はどのような状況にあるのか

1) 民意を政治に反映させよう

昨年、政権交代という大きな政治の変化が起きました。自公政権によってすすめられた構造改革によって、雇用や社会保障、教育、農業、地域経済など、あらゆる分野に市場原理を導入することで、貧困と格差をひろげました。また、政治資金をめぐる金権構造や省庁の不祥事、そして立て続けに早期退陣した政権の指導力への不信など、有権者の怒りが一気に吹き出したと言えます。

大きな期待を背負って鳩山政権が発足しましたが、相次ぐ政治資金への疑惑や普天間基地の移設計画についても打開策が見いだせないなど、課題が山積しています。特に、政治資金の問題では、不明瞭な選挙資金や帳簿の記載ミスなど国民の不満は高まり、支持率は20%代にまで下がっています。また、野党側も対抗軸を示せないばかりか、来る参院選を視野に入れた政党の離合集散が再び始まろうとしています。

私たちは政権交代を実現した有権者として、与野党を問わず声を届けていかなければなりません。今年夏の参院選には、再び私たちの民意を政治に反映させていく必要があります。投票行動のみならず、地域から様々な機会を通じて声をあげていくことが求められています。

2) 格差と貧困が拡大している

社会の歪みが青年たちだけではなく、様々な世代に暗い影を落としています。

全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、昨年度で4万2千件を突破しました。これは、92年度以降、約30倍の数です。この背景には子育て不安や生活難など、子育て世代をめぐる深刻な状況があります。子どもたちのいじめや不登校、校内暴力も再び増加傾向にあります。昨年、学校で発生した暴力事件は1200件をこえ、平成15年以降の増加傾向を食い止められていません。いじめの認知件数は10万件をこえ、30日以上学校を欠席した不登校児童生徒数は12万人を数えています。中でも、中学校における不登校の割合は2年連続で過去最高を記録しています。苦しんでいるのは子どもたちばかりではなく、大人たちからの悲鳴も聞こえてきます。我が国では12年連続で自殺者が3万人をこえています。中でも、厚生労働省の人口動態統計によると、我が国の20代から30代の死因の一位は、驚くべきことに自殺です。まさしくここ数年すすめられてきた構造改革の歪みが、人々から希望と未来を奪った結果が現れていると言えます。

平均所得の半分に満たない収入で暮らしを送る相対的貧困層が13.5%に達している日本は、先進国の中で米国に次いで多いと言われ、生活保護受給者も90年代以降増加をたどり100万人をこえました。健康保険の未加入により無保険の状態にある子どもたちが3万人に達し、病気にかかって

も診察を控え亡くなった人も出てきています。貯蓄が全くない世帯も90年代の2倍に激増して全世界の2.2%に達し、一部の富裕層に所得や財産が偏る傾向が続いています。年末の「年越し派遣村」はまさしくこうした格差と貧困の結果と言えるでしょう。こうした状態が教育の機会や様々な社会との関わりにおいて格差を生み、全ての世代にわたって多くの問題が表れています。

3) 地域社会が直面する課題

我が国では、高度経済成長期以降の産業構造の変化により、農山漁村から多くの若い働き手が流出しました。近年では、自治体の合併によって大都市圏以外でも、極端な過疎や過密が進行しています。さらには、少子化などの今日的な課題が加わり、日本の高齢化率は諸外国と比べても極めて高い2.2%にも達し、地域によっては高齢者の割合が50%を超えています。祭や盆踊りなどの伝統行事や地域文化ばかりでなく、地場産業や地域の小さな商店が明かりを消し、自治会や町内会など住民同士の支えあいによって成り立ってきた暮らしが危うくなっています。

世界を巻き込んだグローバル化の波が、地方の地場産業や中小企業の経営を追い込んできました。さらに、そのグローバル化がもたらした世界的な経済危機が地域経済に追い打ちをかけ、国内では、地域経済の疲弊と地域間格差が大きな問題になっています。自治体は財政難によって合理化や効率化を迫られ、中でも医療や福祉、教育、文化といった直接行政が担うべき分野にまでPFI（民間資金等を活用した公共施設設置やサービス提供）や指定管理者制度が持ち込まれています。また、市町村合併で基礎的自治体は1754にまで再編され、行政サービスのエリアが広域化したり、公共施設の統廃合にも拍車をかけ、同じ自治体の中でも経済基盤に格差を生んでいます。

疲弊した地域社会を背景に、鳩山政権は、今年の施政方針演説で地域経済の活性化と成長の「フロンティア拡大」をめざした地域主権改革を打ち出し、地域主権戦略大綱と地域主権改革関連法案の成立にむけて審議が始まっています。私たちは「自立」や「責任」の名の下に国の仕事を放棄するようなことがないように、地域に生きる主権者の声をあげていかなければなりません。また、今後議論が再燃することが予測される道州制についても、日本国憲法第92条「地方自治の本旨」に基づいた視点から注視していきます。

4) 農業・食糧をめぐる課題

農家の高齢化や後継者不足は深刻さを増し、多くの未耕作地を抱えています。農山漁村を中心とした地域の活性化には第一次産業の底上げが何よりも重要であり、そのためには後継者が経済的に自立し将来展望を持って仕事に就けることが不可欠です。

政府は、「食糧・農業・農村基本計画」を閣議決定し、2020年度の食糧自給率をカロリーベースで50%とする目標を掲げました。この計画では個別所得保障制度が盛り込まれており、多様な形態が存在する日本の農業を支える制度となりうるのか、注視する必要があります。一方、基本計画ではFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）に関しても言及しています。これらは、工業製品の輸出と引き替えに農産物輸入を自由化するような政策であり、第一次産業と地域経済の疲弊を加速し、国内の食糧自給ばかりか国際社会の食糧不足にも大きな影響をもたらすことが懸念されます。

5) 全ての人が大切にされる社会へ

世界的な不況や雇用環境の悪化は、女性に強く影響を及ぼしています。現在、労働者の41.5%を女性が占めていますが、そのおよそ半数がパート労働を含めた非正規雇用という不安定な立場であり、賃金は男性に比べて4割近くも低く押さえられ、意志決定に関わることのできる管理的な立場の女性は1割程度にとどまっています。働く人の比率を年齢別に調べてみると、日本の女性は結婚や出産などに伴い20代後半から30代にかけて一度大きく低下し、子育てが終了したと思われる年齢層で再び上昇するいわゆる「M字型雇用」が相変わらず見られます。これは先進国では、日本と韓国のみに見られる特異な状況といえます。仕事と家庭が共に充実できるような働き方を実現するために、ワーク・ライフ・バランスが求められています。

我が国は、国連開発計画が発表した「人間開発報告書」では、寿命・教育水準・国民所得などで計る人間開発指数（HDI）が179ヶ国中8位なのに対し、女性が政治や経済活動などへの参加をはかるジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は108ヶ国中58位と大きく下回っています。多様な分野に女性の進出が進んでいる一方、各分野での重要な役割を担う女性は、充分とは言えません。

全国に183カ所ある配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、年々増加しています。平成20年度の内閣府調査では、女性の10人に一人は何らかの暴力を何度も経験しており、実に3人にひとりが恐怖を感じた経験があるということが統計で明らかになっています。

国連総会で採択された「世界人権宣言」は、すべての人類は平等で固有の尊厳があり、それこそが自由と正義、世界平和の基礎と宣言しました。しかし、半世紀以上が過ぎた今日においてもなお、私たちの社会には在日外国人や障がい者、セクシャルマイノリティ、少数民族、被差別部落など様々な差別が存在し、希望を持って生きることを妨げられることも少なくありません。

憲法で保障された基本的人権も、私たちの生活のなかで実現されていない面があります。不況が長引く中で、突然リストラの対象にされたり、サービス残業が日常化しているという声を耳にします。本来当たり前にとれる休暇が与えられず、青年団活動に参加できないという報告が全国各地から聞こえてきます。また、民主党の打ち出した高校授業料の無償化では、朝鮮学校を対象から外すべきという発言が一部からも聞かれました。こうした差別に気づき、日常生活の中から差別を克服するための学習と実践が求められています。

人権問題を考える上で、身近なところに目を向けたとき生きづらさや抑圧を感じている人々がいることにまず気づくことが大切であり、同時に問題の起こる本質を見つめ、それらを許さないための法整備や社会づくりに取り組んでいく必要があります。

3. 世界が直面している課題

「核兵器を使った唯一の国として行動する道義的責任がある」「核兵器のない世界の平和と安全を追求する」というオバマ米大統領のプラハ演説から、「核のない世界」に向けて世界は少しずつ歩みはじめています。国連安保理首脳級特別会合でそのための「条件作りを目指す決意」が採択され、米ロは昨年12月に期限を迎えた第1次戦略兵器削減条約の後継となる新たな核兵器削減条約締結に調印しました。今年の5月には第8回核不拡散条約（NPT）再検討会議が開催されます。我が国からも、核兵器廃絶を願う多くの市民が参加し、世界規模での連帯と行動を繰り広げます。

被爆国である日本政府は、ヒロシマ・ナガサキを経験した国として、直ちにアメリカの核の傘から抜けだし、非核三原則を厳守するとともにこうした情勢に際しこれまで以上に国際的に核兵器廃絶のイニシアチブをとることが期待されています。そのためにも、私たち青年団は幅広い人たちと手を取り合いながら被爆の実相普及に努め、核兵器廃絶にむけて国際社会が具体的な政策を打ち出すよう強

く求めていくことが課題となっています。また、被爆者の高齢化が急速にすすみ、ヒロシマ・ナガサキが風化していく恐れがあります。被爆体験を継承できる最後の世代として、私たちに課せられた役割はたいへん大きいと言えるでしょう。被爆の実相普及と核兵器廃絶のために、具体的な行動を各地で巻き起こしていくことを呼びかけます。

平和と国際関係の問題でとりわけ重要な課題として、沖縄の普天間基地移設問題が挙げられます。鳩山首相は総選挙で「最低でも県外」と公約しながらも、現在、沖縄県名護市や鹿児島県徳之島に分散させ移転先に検討していると報道されています。首相は米国と移設先となる地元の了解を取り付けた上で、5月末までに決着させると繰り返し明言していますが、沖縄県内41市町村長全員が移設先として県外や国外を主張しており、徳之島でも島ぐるみで強い反対の声が強まっています。沖縄には、7割の米軍基地が集中しており、戦後一貫して米軍機騒音の問題や凶悪な事件など基地と隣り合わせの生活の中で負担を強いられてきました。日米の安全保障は、沖縄のこうした過重な負担の上に成り立っているとも言えます。沖縄県民の願いが県外移設であることは明白であり、政府は国外移設も含めて早急な打開策が求められます。私たち青年団は、米軍基地問題について現地での学びを積み重ねてきました。こうした学びの成果にたち、我が国の将来と安全保障について私たち自身も考えていかなければなりません。

平和の問題と同様に、環境問題でも世界は大きく動いています。12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）では、先進国と途上国とで十分な歩み寄りが見られず、多くの課題を残す結果となりました。温暖化の90%以上は人間の活動によって生み出されており、早急な対策をとらない限り子どもたちの将来と人類の未来そのものが危ぶまれます。鳩山政権が中期削減目標25%を発表したことは、先進国の役割と責任としてもきわめて重要です。国内での産業界との合意をはかり、国際社会のイニシアチブを発揮することが期待されます。また、今年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議が愛知県名古屋で開催されます。温暖化の進行は希少生物を絶滅の危機に追い込んでおり、生物の多様性を維持するためにも温暖化の抑制は不可欠です。我が国は、議長国として大きな役割を果たすことが求められていると言えるでしょう。多くの課題がありますが、世界は低炭素社会に向けて歩み始めていることは紛れもありません。私たち青年団も、こうした大きな世界のうねりをつくりだしていくため、地域から環境保全の活動に取り組んでいきます。

昨年、鳩山政権は所信表明演説で東アジア共同体構想を打ち出しました。現在のところ、枠組みや内容も具体化されておらず、国内でも意見が分かれる日米安保について「形成の前提条件」とするなど課題は多くありますが、東アジアの平和と安定につながるよう引き続き注視していく必要があります。拉致問題や核問題など朝鮮民主主義人民共和国との諸課題、経済成長を続ける中国と時にあつれきをも生じながらも協調をすすめようとする中米関係、朝鮮半島の自主的・平和的統一に向けた諸課題など、東アジアを取り巻く情勢はたいへん複雑です。だからこそ、青年による対話と交流が、この地域の未来を切り開くと確信します。私たち青年団は、中国を始めアジア各国の青年組織と長い交流の歴史があり、友好交流の先鞭をつける役割を果たしてきました。この基本的精神は、我が国がかつてアジア各国を侵略した事実に向き合い、「青年は二度と銃をとらない」という平和への強い願いです。今年には日本が韓国を併合して100年目の節目の年でもあります。私たちは、こうした基本的精神と交流の歴史にたち、アジア各国の青年たちとよりいっそう信頼関係を構築したいと考えます。

4. 豊かな地域社会をめざして

「青年たちの姿が見えない」「青年団がなくなって村の人たちが集まる祭りがなくなった」「このままでは地域がなくなってしまうのではないか」。競争と効率を極限までおしすすめた新自由主義は、格差と貧困を世界中で生みだしました。国全体も私たちが暮らす地域も、これまで見てきたように多く

の課題を抱えています。青年団の運動と組織が難しくなっている背景には、このような社会そのものの構造的な課題があるのです。

しかし一方で、そうした地域社会から再び人間らしいつながりをつくっていかうとするたくさんの人々の願いと行動があります。こうした中、今、地域青年団活動や青年教育に対して、熱い期待が寄せられています。昨年一年間を振り返ってみても、全国青年問題研究集会や中央フォーラムをはじめ様々な機会、地域青年団の再生といきいきとした実践が多数報告されました。

青年団活動は、青年と地域の要求に根ざし、住みよい地域社会をつくと同時に次世代の担い手をつくっていきます。それは、管理と競争によって仲間とともに何かをつくりあげていく経験を得られず、バラバラにされた青年たちが地域に関わり様々な人と出会うきっかけでもあり、ひとりでは行動できなかった青年が、心許せる仲間とともにすすめる活動を通じて社会に目を向け、人生を主体的に生きていく力を持つことにつながっていきます。こうした価値を持っているからこそ、青年団活動が再び脚光をあびていると言えます。

こうした青年団活動をすすめていく上で、改めて三つのことを強調します。

一つは、一人ひとりの青年の実情や内面の弱さ、願いに寄り添っていくことです。現代の青年の成長過程には、社会の状況が大きく影響しています。青年の就労も労働条件もかつてないほど厳しくなっており、職場の中だけで豊かな人間関係をつくっていくことは、かなり困難な状況です。また、これまで見てきたように、社会の歪みを背景に仕事のことや将来のこと、恋愛や結婚など、青年は多くの挫折を経験し、自らの生き方に悩みを抱えています。「青研集会で初めて自分の話を聞いてもらった」という感想は、まさしく、青年団活動の今日的な意義を表しています。競争原理とは違う青年団のあたたかい人間関係が、孤独感を募らせている青年にとって求められていると言えるのではないのでしょうか。それは、豊かなつながりを断ち切る構造的暴力から、人間的な連帯感を取り戻す壮大な運動の第一歩とも言えるのです。

次に、私たちの仲間づくりを組織内部にとどめるのではなく、地域の様々な人たちとネットワークを広げていくことが大切です。青年期は、たくさんの人たちとの出会いとつながりが、成長につながっていきます。今、多くの人たちが、地域での豊かなつながりを求め始め、行政も含めて青年たちの行動に期待しています。今こそこうした期待に大いに応えていく時です。日青協が2008年度から行っている「青年活動推進コーディネーター養成事業」は、地域の様々な人たちと連携していくことを目的に、全国を三つのブロックにわけて開催しています。これまでの2年間で実施した地域やブロックでは、多くの団体や助言者とのつながりをつくり、新たな仲間とともに青年団の立ち上げや加盟団を増やした実践をも生み出しています。こうした運動の成果に確信を持ち、大胆に青年団の旗を地域に高く掲げていくことを強く呼びかけます。

そして、青年団運動の目的は住みよい地域社会を構築することです。それは決して容易いことではなく、時にはそれを阻む社会構造と向き合わなければなりません。真に自分らしく生きていくために、私たちの学びと仲間づくりは、社会の矛盾に目を向け、変革につなげていくことが必要です。だからこそ、日青協は機関会議や各種研修会、スタディツアーなどを通じて、学びの機会をつくりだしていきます。

地域社会再生に向けた胎動が聞こえます。青年団運動が実現しようとする目的は、時代をこえて普遍的に社会から求められています。こうした期待に応え、私たちの力で、荒廃した地域社会に再び灯りを点そうではありませんか。2010年度を、つながりの再生と新たな地域社会の担い手を生み出していく年にしていましょ。そして今年から始まる2010年代を、数多くの人たちとの連帯を強め、地域社会の新たな展望を切り開き、日本国憲法に示された理念を暮らしと地域に実現させていく時代にしていましょ。

5. 日青協の総合的な取り組みについて

1) 全般的運営について

(1) 執行体制

今年度の執行部は、総務部・社会女性部・組織教宣部の三部体制とします。三部体制にすることで各部の役割をより明確にし、道府県団と綿密な連携を図っていきます。また、近年常態化している執行部の欠員状態をふまえ、部をこえた連携を進めることはもちろん、事務作業の一層の効率化、執行部のスキルアップや各種事業のしめ切りの徹底などをふくめ、道府県団と力を合わせより効率的な運営に努めます。

(2) 財政の確立

①会費の納入と財政の健全化

日青協の運営にあたっては安定的な財政を確立することが、運動を進めていく上で重要です。

加盟団の財政状況も厳しさを増す中、各種還元金制度の活用などを呼びかけ、安定的な財政運営をめざします。会費の納入が困難な加盟団については、個別に財政状況を分析した上で青年会館などの協力を得るための取り組みを通じ納入に向けた方策を検討していきます。

また、各種事業の参加費も重要な財源です。事業の充実だけでなく、財源確立の観点からも参加者拡充に努めていきます。

②新たな財源の確保

(財) 日本青年館の還元金制度の活用をはじめとして、新規の委託金・助成金を模索するとともに、引き続き日本青年団新聞への新規広告の獲得や協賛金の確保に努めていきます。また、昨年度作成した青年団グッズの販売促進を継続するほか、新たな財源確保に向けた動きを模索していきます。

(3) 諸会議の充実

日青協の運動は全国の仲間の意思を基に形づくられています。理事会は、各地域の代表である理事者と日青協執行部が、仲間の思いや要求について議論し確認することで、共によりよい運動へ発展させるために大変重要な場となります。理事会をはじめとする諸会議が全国の仲間にとっていかに重要であるかを訴えていくとともに、学習会や理事者同士が意見を交換することのできる場を設置するなど、諸会議の充実をはかります。

第2回理事会	2010(平成22)年	9月11日(土)～12日(日)	於：日本青年館
第3回理事会	2011(平成23)年	3月20日(日)	於：日本青年館
第1回理事会	2011(平成23)年	3月21日(月・祝)	於：日本青年館
道府県代表者会議	2010(平成22)年	12月11日(土)～12日(日)	於：日本青年館

(4) (財) 日本青年館との連携

日青協が運動を進める上で、(財) 日本青年館との連携は欠かすことができません。公益法人制度改革を見据え、日青協事務局と(財) 日本青年館の公益事業部がともに業務をすすめるようになり、共催での事業運営も増加するなど、これまで以上に連携を強めていく必要があります。また、(財) 日本青年館の各種還元金を積極的に活用し、財源確保に努めるだけでなく日本青年館の収益に協力していくことで、支援体制や連携をより一層強固なものにしていきます。

また、次年度は日青協の結成60周年、(財) 日本青年館の財団設立90周年を迎えます。これまで

の歴史を共に振り返り、これからの運動を発展させる契機となるよう（財）日本青年館やOB・OG等支援者らとこの節目の年を記念する場の設置を検討していきます。

2) 道府県団と共に歩む

(1) 道府県団との関係強化

今年度のオルグ活動は、道府県団の状況やオルグの目的を執行部全体で共有しながら、ブロックを単位として担当者を配置し、オルグの時期や進め方を柔軟に検討しながら、年間を通じたオルグ活動の強化に取り組んでいきます。

(2) 充実した道府県団運営に向けて

日青協、（財）日本青年館の各種還元金制度の活用による財源確保の提言や、補助金や委託金の情報提供を積極的に行い、道府県団の財政確立への支援を行います。また、道府県団事業の充実と財政的支援の両面から、今年度も2人回枠を設けます。

(3) 青年団支援・再生プロジェクトについて

これまでのオルグや道府県団実態調査から得られた情報を元に、執行部が道府県団とともに各地域において、OB・OGや青年会館、また助言者や行政との連携を模索しながら、財政支援の枠組みの作成や未組織地域への支援など各道府県団の実情にあわせた支援策を打ち出していきます。

3) 日青協中長期構想の具体化に向けて

これまで日青協中長期構想に基づく取り組みが様々行われてきました。今年度は、実行してきた取り組みを検証し、今後の方向性について検討していきます。また、第60回全国青年大会を契機にした青年大会の将来像や、これまでの経緯を含めた未収金の検証と今後の対策など財政の健全化に向けた取り組みなど、日青協の未来を見据えた構想についても引き続き検討していきます。

Ⅱ. 組織教宣活動方針

1. 豊かな実践を集約し、情報を共有する取り組み

- 1) 2010全国地域青年「実践大賞」の開催

2. 青年の主体的な学びをめざして

- 1) 共同学習活動の推進
- 2) 青年活動推進コーディネーター養成事業～地域青年活動再生プロジェクト～
(地域別研修・中央フォーラム)の開催

3. 青年大会の意義

- 1) 道府県青年大会への取り組み
- 2) 全国青年大会の充実に向けて
- 3) 青年大会の今後の展望

4. 教育宣伝（教宣）活動の推進

- 1) 日本青年団新聞の編集・発行について
- 2) 教育宣伝活動の充実

II 組織教宣活動方針

1. 豊かな実践を集約し、情報を共有する取り組み

全国組織である特性を活かし、各地の青年による素晴らしい実践をオルグなどを通じて集約に努めます。また、全国で展開されている優れた実践を紙面を通じて紹介し、学びあうことをめざします。

1) 2010全国地域青年「実践大賞」の開催

今年1年間の間に行われた実践の中から、特に優れた取り組みを表彰します。また、多くの実践を集約できるよう、道府県団に限らず幅広く実施を周知し、道府県青研や全国青研に反映できるよう努めます。

2. 青年の主体的な学びをめざして

1) 共同学習活動の推進

これまで、私たちが住んでいる地域の中で生まれた問題を青年たち共通の課題とし、自ら解決に向けて多くの青年を巻き込みながら取り組んできました。しかし、生活を取り巻く環境の急激な変化にともない、青年相互の共通の課題を見出すことが難しくなっています。

こうした時代だからこそ、働く青年の生活をしっかり見つめ、一人の問題をみんなの課題として、仲間と共に学ぶ学習の場は必要不可欠なものです。

青年が仲間と語り合い、主体的に地域と関わりを持つことで、新たな発見・新たな活動が生まれてきます。「青年による、青年のための、青年の学習」の場を設けることで自らが成長を遂げることが、青年の住む地域も豊かにします。

本年度はオルグやさまざまな活動を通じて、互いを見つめあい、語りあい、認めあい、高めあう共同学習を推進していきます。

(1) 道府県青研の充実

道府県青研は、地域にある様々な実践を集約する場であるとともに、これまで多くの出会いを生み、仲間の悩みを全体の課題と捉える学習の場として、青年団活動発展に大きく貢献してきました。今年度は、さらに道府県青研が充実していくように、道府県青研への役局員の派遣を積極的に行います。また、青研未開催の道府県団には、近隣の道府県青研への参加呼びかけなどを行い、他地域の青研から学びを得ることで、より多くの地域で道府県青研が開催されるよう呼びかけていきます。

(2) 全国青年問題研究集会の開催

青年が抱える問題が多種多様となり、解決の糸口が不透明な今だからこそ、社会問題や青年問題を議論し、解決や方向性を見出す全国青年問題研究集会は今まで以上に必要不可欠な事業であると考えます。また、全国の活動を集約する場であることはもちろん、青年一人ひとりの抱える問題等を議論することも今集会の大切な役割であることから、「青年による、青年のための、青年の集会」として開催します。

今年度は、昨年大きく参加者を減らしたことから、通年のオルグや新聞取材を通して道府県青研などから参加者が増えるよう呼びかけます。また、テーマや分科会の設定を早期に行うとともに、昨年

大きく変更した全体プログラムを同時開催予定である「青年活動推進コーディネーター養成事業～地域青年活動再生プロジェクト～・中央フォーラム」と相乗効果を得られるよう、中央フォーラム運営協議会と連携して再度検討し、参加者の増加をめざします。

2) 青年活動推進コーディネーター養成事業～地域青年活動再生プロジェクト～ (地域別研修・中央フォーラム)の開催

青年を取り巻く環境が変わり、人とのつながりをどのように持ったらよいか分からないという青年が増え、地域の共同体も失われつつあります。地域社会の再生のためにも若者が集団活動に取り組める場を再生していくことが必要不可欠です。

青少年団体・市民団体・行政等の垣根を越えた学びあいの場を創出し、新たな人間関係をコーディネートする力量を高めるとともに、研修会での出会いをそれぞれの連携につなげ、新たな青年集団の再生をめざします。

地域別研修（開催順）

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ○西日本（四国、中国、九州）・・・高知県 | 7月2日（金）～ 4日（日） |
| ○東日本（北海道・東北、関東）・・・秋田県 | 9月3日（金）～ 5日（日） |
| ○中部日本（東海、近畿、北信越）・・・岐阜県 | 10月9日（土）～11日（月・祝） |

※参加対象地域はあくまで目安です。

中央フォーラム（全国）・・・・・・・・・・東京都 3月4日（金）～ 6日（日）（予定）

3. 青年大会の意義

今日まで全国青年大会は地域の青年にとって単にスポーツや演技の優劣を競う大会ではなく、「友愛と共励」を原点に各地の青年が喜びや感動を共有し、全国規模での絆を構築する大会であることが確認されています。参加者の減少、補助金の廃止、種目の改廃などの節目で、さまざまな拡充に向けた取り組みが行われました。

青年大会の意義、必要性は絶えず議論されていますが、決定打となるような展望は見出せていません。これまで道府県大会の拡充を柱に、オルグや機関会議を通じて呼びかけを行ってきましたが、その方向性も含め再度執行部・道府県団で議論し、一昨年度の答申もふまえた新たな方向性を見出し、60回記念大会を機に継続発展できうる大会として模索します。

1) 道府県青年大会への取り組み

全道府県に対するオルグ活動による道府県大会の実態把握と、全国青年大会との位置づけの確認を行います。道府県大会と全国大会をともに盛り上げていくために、オルグ担当役員と一緒に各競技連盟等に行くことなども含め、共に悩み、共に考え、共に取り組みます。

2) 全国青年大会の充実に向けて

(1) 参加目標人数

参加人数は、昨年増加となった勢いを維持しながら、今年度は3,000名をめざします。この目標に到達するために、昨年改正された1県2チーム派遣可能種目の増加やオーバーエイジ枠、バドミントン・卓球種目の再開等の更なる周知徹底を行います。また、ボウリングや意見発表をはじめとする、青年団にとって取り組みやすい個人（少人数）参加種目の呼びかけに力を入れるとともに、加盟道府県団の状況と生の声を随時把握し、参加者に感動と喜びを与えられる大会をみなさんと創り上げます。

(2) 開会式について

今年度は例年と違い、東京武道館で行われます。会場変更に伴い運営やスケジュール管理を早めに作成、周知し、都道府県選手団がスムーズに参加できるよう取り組みます。

開会式を本大会の最初の全体行事であることから、全参加者が集える場となるよう呼びかけます。

(3) 文化部門について

地域で地道に活動に取り組んでいる個人・団体を発掘し、一人でも多くの仲間の参加が得られるよう、各道府県にオルグを通じて継続的に呼びかけます。

参加者（出演・出展）の感動を引き出す為には、何よりもより多くの人に見てもらふことだと考えます。呼びかける対象を明確にし、具体的な情報の把握に努め、観覧者の増加に向けて取り組みます。

(4) 全国青年団物産市

今年度も全国青年大会期間中に全国青年団物産市を開催します。昨年度、北東・近畿・九州の各ブロック、静岡県、鳥取県の計5店舗と、北から南までの特産品が並び賑わいをみせました。加盟道府県団の意見を十分に配慮した上での開催をめざしていきます。

(5) 閉会セレモニー

前年同様、日本青年館大ホールにて開催します。集客に大きく課題があることを踏まえ、セレモニーの内容を再検討するとともに、全日程参加の意義をより強く訴えていきます。

3) 青年大会の今後の展望

昨年度、ここ数年続いた参加者の減少が一旦止まり微増に転じました。一昨年度の全国青年大会検討委員会の議論により青年大会は必要であるとの答申をうけ、オルグ活動による道府県青年大会の拡充・全国大会への派遣に向けて呼び掛けました。また、代表者会議内での意見交換会を通じて、青年大会の必要性が確認できたことは大変大きな収穫でした。さらには、近年全国大会への派遣が無かった地域からの参加があったことで、今後の青年団復活に向けての可能性も見出せたとともに、青年大会が持つ組織強化・拡大の可能性を再確認できました。しかしながら、根本的な拡充策はまだ模索状態であり、引き続き各道府県団と共に青年大会の方向性を見出す必要があります。

また、競技連盟や協会などの他団体とは、引き続き連携をはかるとともに、特に未組織地域においては青年団体の発掘につながる可能性も視野に入れ、積極的な関係作りに努めていく必要があります。

(1) 第60回記念大会に向けた取り組み

昨年度の日青協第2回理事会（9月12～13日）において、2011年11月11日（金）～14日（月）の開催期日は決定されています。青年大会のあり方・意義が転換期を迎え、根本的な議論

の継続が求められてきました。第60回という節目の大会を向かえ、08年度の全国青年大会検討委員会答申、日青協中長期構想等を踏まえ、第60回記念大会及び今後の青年大会に関する検討を行います。

4. 教育宣伝（教宣）活動の推進

教宣活動は青年団の活動を社会に広くPRするために重要な役割をもち、組織の強化・拡大や運動の推進を図る役割を果たしています。とりわけ、日本青年団新聞は日本で唯一の青年団を対象とした全国紙であり、その果たすべき役割は重要です。全国の仲間に地域で活躍する青年の声を届けるとともに、青年団活動の学習資料として利用できる紙面づくりをめざします。また、日青協では、速報性を活かしながら青年団の情報を広く伝えることのできるウェブサイト（DAN PRESS）を開設しています。充実した情報発信をめざして下記の取り組みに努めます。さらに、全国青年大会をはじめとした各種事業や、様々な機会を通じて青年団や全国の青年活動を広くPRしていきます。道府県団においても、地元マスメディア（新聞社・テレビ局・ラジオ局・タウン誌など）を積極的に活用し、地域に青年団活動を広く紹介していくことを推進します。

1) 日本青年団新聞の編集・発行について

全国各地の豊かな実践や、地域青年の生の声を全国の仲間に周知できるのが日本青年団新聞の魅力です。今年度も、青年団活動の情報源や学びの教材として、わかりやすく伝える紙面づくりをめざし、毎月（年12回）発行していきます。

また、道府県団価格を利用した還元金制度を周知し、活用していくことを推進していきます。

（1）編集方針

地域でいきいきと活動する青年の実践を集約します。活動報告に留まらず、実践を通して得たことなど、学びの教材となる情報もわかりやすく掲載します。

都道府県への取材や支局員との連携を密にし、全国各地の活動を紹介できる紙面づくりに努めます。また、社会情勢を青年団の視点で捉え、世の中の動きを知る学習に役立つ紙面づくりをします。

（2）購読の推進と拡大

購読拡大をめざし、団員への購読推進や道府県青年大会において購読が促進されるように継続・個人購読の特典及びキャンペーン期間を設置します。

項目	価格	備考
○通常価格	2,200円	年間12部
○継続購読	2,000円	年間12部
○単部購読推進紙	100円	30部以上から適用します
○購読拡大キャンペーン	1,000円	年間12部

「新聞購読拡大キャンペーン」

年に2回（7～8月）、（1月～2月）行います。キャンペーン毎に5名以上10名以下とします。

日青協の広報活動と道府県団の財源確立のために、道府県団価格による還元金制度の利用を推進し

ます。また、青年団活動により深い理解と協力を得るために、各種事業とリンクして行政・青少年関係施設等へのPRと購読を推進します。

(3) 支局員との連携

地域で活躍する青年を結ぶパイプ役として、道府県団に1名以上の支局員を公募します。また、購読推進に向けて支局員に日本青年団新聞を1部無料配布します。

支局員と連絡を密にし、積極的に情報収集を行い、紙面に反映していきます。年間を通して、日本青年団新聞に多くの記事を掲載し、情報提供など活躍した支局員には「日本青年団新聞賞」を設け、表彰します。また、全国青年問題研究集会にて教宣分科会を設置し、支局員の実践を持ち寄ることで参加者の学びが深まるよう努めます。

2) 教育宣伝活動の充実

(1) 機関紙の推進・支援

機関紙の発行は、活動を推進していく上で重要で効果的です。また自身の活動を見つめ直すためにも大変重要な活動になります。オルグなどを通じて、多くの市町村団、道府県団での機関紙の発行を呼びかけます。また、道府県団での教宣学習会開催の推進や、機関紙作成の支援や学習素材の提供に努めます。

(2) 第43回全国青年団教宣コンクールの開催

道府県団や支局員と連携を図りながら教宣活動を集約する場とし、教宣活動の各部門において審査を行います。また、全国各地の教宣活動を全体で共有し互いに学びあうため、出品作品は全国青年問題研究集会において展示します。

- ①機関紙（誌）部門（道府県団機関紙の部、郡市町村団機関紙の部、機関誌の部）
- ②映像及び放送利用部門
- ③キャンペーン部門（ポスター・チラシの部、ユニフォームの部、グッズ・創作物の部）
- ④ウェブサイト部門

Ⅲ. 社会女性活動方針

1. 住みよい地域をつくるために

- 1) 地域活性化に向けた取り組み
- 2) 「子どもゆめ基金」を活用した取り組み
- 3) 労働環境の改善に向けた取り組み
- 4) 男女平等に関する取り組み

2. 平和な社会を築くために

- 1) 平和運動に関する取り組み
- 2) 人権問題に関する取り組み

3. 国際社会の友好と協調をめざして

- 1) 中華全国青年連合会との交流
- 2) 金日成社会主義青年同盟との交流
- 3) 他の国々とのかわり
- 4) 緊急時への対応

4. 領土返還をめざして

- 1) 「第41回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会」の開催
- 2) 北方領土返還要求全国大会の開催
- 3) 北方領土返還要求運動の取り組み

5. 道府県団への提唱

- 1) 3・1ピキニデー集会への参加

Ⅲ. 社会女性活動方針

1. 住みよい地域をつくるために

1) 地域活性化に向けた取り組み

地域のために役に立ちたいと考えている若者は決して少なくありません。しかし、地域社会を支えてきた人と人とのつながりや絆が希薄になり、地域の教育力は弱くなっています。そこで地域活性化に向けた取り組みを強化させるため、モデルとなる地域づくりのマニュアルづくりを進めるとともに、青年団の趣旨に合致する助成金の情報を、より具体的な形で道府県団に提供していきます。

また、日青協が近年関わってきた（特活）地球緑化センターが実施する「緑のふるさと協力隊」事業などと連携し、地域活動に関心のある都市部の青年に対し、青年団活動のPRや青年集団の創造を促進し、地域の青年団がつながりを生み出すことのできるよう支援していきます。

2) 「子どもゆめ基金」を活用した取り組み

子どもたちを対象にした活動に取り組む団体どうしが学び合うことは、子どもたちが豊かに育つ地域を青年たちが創造していくためにも重要です。

そこで日青協は昨年度に引き続き、道府県団などと連携し、「子どもゆめ基金」の助成を受けて、子どもたちと取り組む地域活動の視点に立ち、青少年の体験活動などをテーマにした研修事業を開催します。

1. 実施期間：2010（平成22）年8月～2011（平成23）年2月下旬
2. 募集対象：青年団をはじめ青少年団体会員、青少年施設関係者、自治体青少年教育担当者など
青少年教育・問題に関心のある人

3) 労働環境の改善に向けた取り組み

(1) 学習会の実施

私たちが暮らす地域によって、労働環境や雇用情勢は異なっています。中でも、青年が非正規の雇用形態を強いられ将来に不安のある生活を余儀なくされることは、決して許されることではありません。今年度は、労働者が知らないうちに不当な扱いを受けている可能性があることへの気づきや労働者としての正当な権利を学ぶ学習会を実施し、働く若者の共通課題や当然の権利を学ぶ機会をつくります。

(2) 他団体との連携

日青協が加盟する「高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求める連絡会（通称：就職連絡会）」と連携し、地域における若者の雇用確保・拡大の実現に向けて要請行動を展開します。

(3) 「Web 労働相談」の設置

悩みをもつ青年に対しインターネットを活用した労働相談の場を、昨年引き続き設置します。

4) 男女平等に関する取り組み

(1) 運動の推進

男女平等に向け様々な取り組みや政策が創りだされているものの、まだまだ性別による「役割」や「女らしさ・男らしさ」により窮屈な思いを強いられる実態は多く存在します。それは、青年団だけの問題ではなく、その背景にある地域や社会の構造が大きな課題として横たわっています。

今年度は、これまでの運動の成果と課題を踏まえ、地域での実践につなげていくために、学習会などを通じて男女平等に向けた運動を推進します。

(2) 第56回日本母親大会への参加

日本母親大会は全国から毎年延べ2万人の母親・女性が参加し、「生命を生み出す母親は 生命を育て 生命を守ることをのぞみます」のスローガンのもと、日本の女性運動の歩みと言えるべき活動を展開しており、学ぶことの多い大会です。より多くの人と手をつなぎ、活動や運動を広める意味から、第56回日本母親大会への派遣をするとともに参加を呼びかけます。

期 日：2010（平成22）年8月28日（土）～29日（日）

場 所：福島県福島市

2. 平和な社会を築くために

1) 平和運動に関する取り組み

(1) 「ピースアクション2010」の推進

ヒロシマ、ナガサキ、第五福竜丸に代表される核兵器や戦争の恐ろしさだけでなく、現在も沖縄に集中する米軍基地問題など、平和な社会を築く上で青年が無関心であってはならない問題が地域にはたくさんあります。そこで、平和の大切さを社会に強く訴えることを目的に「ピースアクション2010」を打ち出し、千羽鶴教室や被爆・戦争体験の聞き取り活動をはじめ、地域で取り組まれている学習会などへの参加等々、年間を通して全国各地で地域の特色を活かした平和活動の取り組みを道府県団に呼びかけます。また、取り組まれた具体的な実践事例を集約し、道府県団に情報提供していきます。

【ピースアクション2010】

実施期間：2010（平成22）年5月4日（火・祝）～2011（平成23）年3月6日（日）

※第一次集約締切日：2010（平成22）年7月31日（土）

※第二次集約締切日：2011（平成23）年1月11日（火）

(2) 「ピーススタディツアーinヒロシマ」の開催

世界で2万発をこえる核兵器の存在は、地球上の全ての生命を一瞬にして破壊しつくすことができるという意味で、全人類的な課題です。核兵器廃絶に向けて、被爆国であるわが国の役割は極めて重要です。日青協は、被爆国・日本の青年団体として、被爆の実相を現地で学ぶ重要性を認識しながら、被爆地・広島にてスタディツアーを開催します。

(3) 他団体との連携

6年間日青協が支援団体のひとつとして関わってきた原爆症認定集団訴訟は、原告306人のうち敗訴して認定を受けられない人を救済するための「集団訴訟解決基金法」が制定されました。また同法に基づく法人も設立され、集団訴訟は終結する方向にあります。しかし、法律が制定された現在においても、まだまだ課題が山積しているのが現状です。署名や座り込み行動などを通じて生み出してきたこれまでの成果を踏まえ、引き続き他団体と連携し、全面解決に向けて取り組んでいきます。また、これらの取り組みを通して、憲法の理念である平和を多くの青年と共有できるよう努めていきます。

2) 人権問題に関する取り組み

(1) 「リバティスタディーツアー in おおさか」の開催

人は誰もが平等であるという青年団の基本的な精神に立ち返った時、現実と向き合った活動を青年たちが主体となって取り組むことは非常に重要です。今年度は大阪府内で地元の青年とともに「リバティスタディーツアー in おおさか」を開催します。この事業では、フィールドワークや学習会などを通して、在日コリアン・アイヌ民族・女性・障がい者・被差別部落・HIV感染者など多くの人権問題について学習する機会を設けていきます。また、プログラムの中に地域での平和学習も盛り込んでいきます。

3. 国際社会の友好と協調をめざして

1) 中華全国青年連合会との交流

(1) 日青協訪中代表団の派遣

これまで先輩方が築き上げてきた半世紀にも及ぶ日中青年交流の歴史を重んじ、代表団を派遣します。ここでは、日青協と中華全国青年連合会（全青連）との友好関係を再確認し、青年同士が両国の発展と将来を展望できる機会としていきます。

(2) 第19次植林訪中団の派遣

日青協の植林活動は1992年、日中国交正常化20周年を記念し、中華全国青年連合会が呼びかけている『母なる河を守る活動』に呼応し、武力によらない新時代の国際貢献と地球環境の保全の取り組みとして開始しました。これまでの沙漠緑化活動の成果が認められ、2000年には日中緑化交流基金の助成を受け、いまでは中国政府からも高く評価され、活動自体に大きな期待が寄せられています。今年度は歴史と意義を今一度確認し、より多くの青年が植林活動に参加し、両国の青年交流だけでなく沙漠化の防止や地球温暖化など環境問題について気づき学ぶ機会として実施します。

2) 金日成社会主義青年同盟との交流

朝鮮民主主義人民共和国の青年との交流は、1970年代に始まりました。私たちの先輩は日朝両国の青年が共通の立場に立ち、両国の善隣友好と正常な国交関係をより深めていくためにも、親善交流を促進していくことが重要であると確認し、両国の民間交流に先鞭をつけました。

しかし、2004年の訪朝団派遣を最後に、現在は相互交流が容易でない状況のもとにあります。両国をめぐる社会情勢が依然として揺れているいまだからこそ、改めて青年交流の果たす役割を再確

認し、対話を続けていくことが、両国の友好関係を深めていくためにも必要です。

今年度は、在日本朝鮮青年同盟とも積極的に交流を深め、相互の事業などへの参加などを通じて地域に暮らす多くの在日の青年たちとの交流を図り、日朝間の友好実現をめざしていきます。

3) 他の国々とのかわり

国際社会との友好と協調を図るには、より多くの青年との対話や交流の機会を増やし、相互を理解することが重要です。今年度は、更なる友好と協調をめざすべく、より多くの国々の青年とかわる機会を増やすことをめざします。

4) 緊急時への対応

世界には、現在様々な諸問題や災害被害が存在しています。緊急を要する問題には、臨機応変に対応し、その役割を果たしていきます。

4. 領土返還をめざして

1) 「第41回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会」の開催

四島が返還されないまま、今年で65年目を迎えます。今年度も地元の青年をはじめ、婦人会の全国組織「全国地域婦人団体連絡協議会」と共に現地に集い、歴史的事実や運動の重要性について全国の仲間や他団体と意見を交わす場として開催します。

2) 北方領土返還要求全国大会の開催

第二次世界大戦以降、旧ソ連の不法占拠が続いている北方領土について、全国から返還要求運動の気運が高まり、政府は1981（昭和56）年の閣議了解により、2月7日を「北方領土の日」と決めました。この日は、静岡県下田市で日魯通好条約が結ばれ、日本とロシアの国境が確定された日に因んでいます。今年度も国民世論を結集し、北方領土の早期四島一括返還を目標に北方領土返還要求全国大会を下記の日程で開催します。

期 日：2011（平成23）年2月7日（月）

会 場：九段会館（東京都千代田区）

3) 北方領土返還要求運動の取り組み

(1) 北方四島交流事業（ビザなし交流）への派遣

北方四島のロシア人住民と日本人の元島民の後継者らが相互に行き来する「ビザなし交流」に関する日露実施団体の代表者間協議において、ロシア側は日本船にかかる入港税を納付するよう事実上要請するなど、ビザなし交流をめぐる、「不法占拠」状態の北方領土に対し、ロシア側による主権の既成事実化を狙う動きがみられます。そんな現状にあるからこそ、日青協はビザなし交流などを通じて、北方領土返還要求運動連絡協議会（北連協）の議長団体として、一日も早い四島一括返還をめざした活動を推進します。

【北方四島交流事業（ビザなし交流）】※いずれも予定

○日本人の訪問

期 日：2010（平成22）7月1日（木）～5日（月）

訪 問 地：国後島、択捉島

（2）地域における返還要求運動の推進

署名活動や写真展、学習会、道府県民大会への参画などを促し、様々な形で地域における返還要求運動を推進していきます。

5. 道府県団への提唱

1) 3・1ビキニデー全国集会への参加

毎年、3月1日に静岡県の実行委員会主催で「3・1ビキニデー全国集会」が開催されています。1954（昭和29）年3月1日、ビキニ環礁での水爆実験でマーシャル諸島の人々や、第五福竜丸をはじめ、多くの漁船が被ばくしました。核兵器の影響、核兵器廃絶の重要性を学ぶため、集会への参加を呼びかけます。

期 日：2011（平成23）年3月1日（火）

場 所：静岡県焼津市

参考資料（日青協の態度）

1) 有事法制について

2003年に与野党の賛成多数で可決成立した有事関連三法(武力攻撃事態対処法、改正自衛隊法、改正安全保障会議設置法)と、2004年に可決成立した有事関連7法案は、私たちの市民生活に大きな制限、強制がもたらされるものであるとして、日青協は反対の立場を訴えてきました。

これら一連の法律は、日本が放棄したはずの「戦争」を想定し、憲法の保障する「国民の自由と権利」を侵害するおそれのあるものであり、平和憲法の本質から大きく逸脱したといわざるを得ません。日青協はこれらの法制に対し、今後も運営の動向に対し注視していきます。

2) 政治改革を進める運動

1994(平成6)年11月2日に政治改革関連法案が可決成立し、小選挙区制や政党への公費助成が現実のものとなってしまいました。1996年に実施された小選挙区比例代表並立制による衆議院総選挙では、当初から危惧していたとおり死票が増え、民意が正確に反映されない制度であることが明らかになりました。また政党への公費助成は自らが支持もしない政党への資金を強要させられ、憲法に抵触する恐れのある制度です。今、求められるのは、金権腐敗の温床である企業・団体献金の即時完全禁止であり、公民権の停止など罰則を強化した政治腐敗防止法の制定です。

日青協は二度と金権腐敗政治を繰り返させないよう「汚職に関係した候補者に投票しない運動をすすめる会」(「ストップ・ザ・汚職議員」の会)の一員として、1999年は朝日新聞記者と学識者による共同研究としてまとめられた政党助成金の不透明な流れについても学習をしてきました。今後も他団体と連携しながら金権腐敗政治の根絶を訴える運動を展開していきます。

また、地方自治の精神に立ち、青年や国民全体の政治への関心を高め、真に住民が主人公となる政治の実現を呼びかけます。選挙の際には必ず1票を行使すると同時に、青年の状況を理解する候補者をたてるなど、青年が地域でもっと積極的に被選挙権を行使することを訴えます。

3) 18歳選挙権の早期実現について

日青協は、「国際青年の年」日青協宣言で「18歳選挙権の早期実現を強く要求する」と主張し、これまでも機会あるごとに訴えてきました。高卒者の約6分の1が就労する現状に加え、18歳という年齢を境に、労働や納税など社会生活の重要な場においても事実上の成人として扱われ社会的な義務を負うのであれば、同時に選挙権も与えられるのが当然です。18歳選挙権はいまや世界で140カ国以上で実施されており、サミット諸国で実施されていないのは日本だけです。わが国では18歳選挙権をめぐる国際標準に照らし合わせるべきという意見がある一方で、引き下げに反対する意見も根強いのも事実です。

日青協は前述の姿勢に立ち、学校教育で政治教育がタブー視されることなく取り組まれ、青年が主権者としての自覚を持ち政治に関心を高める状況をつくることとあわせて、18歳選挙権の早期実現を求めています。

4) エネルギー政策を転換する取り組み

世界のエネルギー政策が脱原発に進む中で、日本のプルトニウム利用計画、プルサーマル計画、原子力推進政策は、極めて特異です。原子力発電に頼れば、ウラン採鉱、核燃料への加工、使用済み核

燃料の再処理など、一連の核燃料サイクルの安全性も同時に確立されなければなりません。しかし現状では安全性はいまだ確立されていません。1995（平成7）年に起きた「もんじゅ」の事故、1997（平成9）年3月の東海村の再処理工場での爆発事故につづき、1999年9月には東海村の核燃料加工会社「JCO」が臨界事故を起こし、被爆者のなかから死者もでるなど過去最悪の事態となりました。また、この間の原発に関する事故やトラブルなどの情報を隠すといった問題も指摘されています。

日青協はこれまで原子力発電に対して、安全性の確立を求めるという態度から、増設に反対し安全性が認められるまで稼働に反対するという態度に、さらに1994（平成6）年度より、原発の安全性を求めることに留まらず、現在の私たちの生活をあらためて見直すとともに、エネルギー源を原発に依存することをやめ、水火力発電の有効利用、代替エネルギーの開発、風力発電など地域の資源を生かした自然エネルギーの積極的導入などを求める立場へと変わり、抜本的な原子力政策の転換を求める態度に至りました。今年度もこうした立場を引き続き堅持してのぞみます。

5) 国際活動

国際活動を進める上で、日青協では以下の立場を貫きながら進めてきました。

- ・我々の交流は思想、宗教、党派、国情、人種等を超える純粋な青年の立場で行う。
- ・我々は常時行われている青年団活動の積み上げの上に立って行う。
- ・我々の交流は、相互の理解と友好を深めることに役立たせる。
- ・我々は交流の目的や役割を明確にさせてから臨む。

今年度も上記の立場に立って進めていきます。また、必要に応じて派遣や受け入れを検討し進めていきます。

6) 領土問題

竹島は1905（明治38）年2月より日本領土に編入され、隠岐島民が漁場としていました。戦後、サンフランシスコ講和条約の中に竹島の文字がなかったために竹島の帰属が問題とされました。1952（昭和27）年に韓国側が一方向的に「李承晩ライン」を宣言し、漁船などを締め出し、現在も韓国の実効支配が続いていますが、歴史的に見ても日本の領土であることは明らかです。

また、尖閣諸島は日本の明治政府が無主の島であることを確認した上で沖縄県の一部としており、歴史的、実効的に見ても日本の領土です。

7) 社会教育法改定について

1999年「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の中で社会教育法の改定が一括審議され、青年学級振興法の廃止など青年教育に関する記述が一切なくなりました。日青協は振興法の廃止はやむを得ないとしても、振興法が大切にしてきた理念や措置を社会教育法に組み込んでいくことが重要であると主張してきました。

多くの青年は自分を見いだせる居場所や、生活の中から実感する自らの課題を学ぶ場として集団活動や地域活動に大きな関心を寄せています。こうした青年の学習や集団活動に対する自主的な意欲を尊重し、生活実態に即した具体的な支援策、青年教育を支援するための職員体制とその専門性の確保がされるよう、日青協は青年教育の重要性を主張していきます。

8) 国旗・国歌法について

1999年8月、日の丸、君が代を国旗、国歌と定める国旗・国歌法が成立しました。日青協はこの問題は国民の中に様々な立場で賛否がある中でもっと議論がなされるべきであり、法制化は時期尚早であるという態度を明らかにしてきました。法制化後は特に学校現場での日の丸・君が代の強制と、従わない教師への処罰などの管理が強まっていることが報告されていますが、一人ひとりの良心の自由が尊重されるべきものとして、管理強化には反対していきます。

9) 教育改革国民会議宛の意見書

2000年12月に、教育改革国民会議が最終答申を発表しました。この中では教育基本法の検討や、すべての18歳以上が奉仕活動を行えるようにすることなどが盛り込まれました。日青協は最終答申発表前に、教育基本法の理念を実現することこそが重要であり、義務としての奉仕活動ではなく、青年の自主性を尊重したボランティア活動をしやすい環境の整備のための政策を求めるとともに、それを保障するILO（国際労働機関）140号条約をもとにした「有給教育休暇」制度の早期批准を求める意見書を提出しました。

日青協は、子どもや青年がより地域活動に取り組めるような政策を求めています。

10) 教科書に歴史の事実を記述すること等を求めるアピール

「新しい歴史教科書をつくる会」が関わる教科書が、検定に合格し、ごくわずかな地域で採択されています。この教科書は、そもそも歴史の事実立脚していないなど多くの問題があり、実際に検定通過後、中国や韓国などから懸念と批判の声が大きくなっています。また「つくる会」の教科書だけでなく、他社の教科書からも侵略の記述が後退していることに批判を表明します。「つくる会」の教科書で授業を受けた子どもたちが、誤った歴史認識を持ちかねないことを強く懸念せざるを得ません。アジアをはじめ世界各国との真の友好を深めるために、次の世代に歴史の事実を伝えていくことを求めます。

11) 改正教育基本法について

教育基本法改正案は、改正の必要性がほとんど説明されず、またタウンミーティングでのやらせ質問が発覚するなど、国民の多数が慎重審議を求めているにもかかわらず、2006年12月15日に可決成立しました。改正教育基本法には、「我が国と郷土を愛する」という文言が盛り込まれました。確かに私たち青年団は、限りない郷土愛をもち活動をすすめています。しかし、私たちが誇りに思うふるさととは、実に多様で豊かであり国家が定める一定の枠組みにおさまるものではありません。また、「愛する」という人々の心のあり方について法律で規範を定めること自体、法の役割から逸脱したことであり、私たちは強い違和感を覚えます。日青協は、改正教育基本法に強い懸念を表明するとともに、引き続き日本国憲法に基づいた教育を求めます。また、子どもたちや若者が抱える課題をきちんと見据えた教育改革が行われるか注視していきます。

12) 高校日本史教科書検定に対する意見

2007年3月30日に、2006年度高校教科書検定の結果が公表され、沖縄戦におけるいわゆる「集団自決」への記述に対して検定意見が付され、日本軍の関与を示す記述を全て削除し修正されたことが明らかになりました。私たち青年団は、これまで現地沖縄に赴き、戦跡をめぐる体験者の証言を伺いました。こうした学びを通じて、私たちは沖縄戦における「集団自決」が日本軍による関与なしに起こり得なかったことが紛れもない事実であることを学びました。今回の検定では、こうした

証言や歴史の事実を否定しかねず、次の世代が正しい歴史を学ぶ機会を失ってしまいます。これに対し、沖縄県議会は2度にわたって検定意見の撤回を求める意見書を決議し、県内41市町村議会も、同様の意見書を決議しています。悲惨な体験に基づいたこうした沖縄の人々の訴えに、耳を傾けるべきではないでしょうか。私たち青年は、地域に根づき、歴史と伝統を継承し、明日の社会を創り上げていく責務があります。悲惨な戦争を再び起こさないようにし、平和な世界をつくっていくためにも、沖縄戦の実相を正しく伝え、教科書から同記述の回復が速やかに行われるよう強く望みます。

2010（平成22）年度事業計画

- 1) 青年活動推進コーディネーター養成事業～地域青年活動再生プロジェクト～
「地域別研修」
- 2) 第41回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会
- 3) ピーススタディツアー in ヒロシマ
- 4) 日青協第19次植林訪中団
- 5) 子どもゆめ基金助成事業「青少年体験活動指導者全国フォーラム」
- 6) 第59回全国青年大会
- 7) 2010年日青協訪中代表団
- 8) リバティスタディツアー in おおさか
- 9) 2010全国地域青年「実践大賞」
- 10) 第43回全国青年団教宣コンクール
- 11) 青年活動推進コーディネーター養成事業～地域青年活動再生プロジェクト～
「中央フォーラム」
- 12) 第56回全国青年問題研究集会

1. 青年活動推進コーディネーター養成事業～地域青年活動再生プロジェクト～

「地域別研修」

- 1) 主 催 日本青年団協議会
- 2) 開 催 地 全国を3箇所を実施予定（詳しくは下段参照）
- 3) 期 日 下段参照
- 4) 参 加 費 参加費 3,150円（税込）
宿泊費 実費
- 5) 参加者数 各箇所60名程度

・開催日順

★西日本地域

- ・開 催 地 高知県
- ・期 日 2010（平成22）年7月2日（金）～4日（日）
- ・会 場 高知県立高知青少年の家（吾川郡いの町）

★東日本地域

- ・開 催 地 秋田県
- ・期 日 2010（平成22）年9月3日（金）～5日（日）
- ・会 場 秋田県青少年交流センター（ユースパル）（秋田市）

★中部日本地域

- ・開 催 地 岐阜県
- ・期 日 2010（平成22）年10月9日（土）～11日（月・祝）
- ・会 場 岐阜県関市立中池少年自然の家（関市）

2. 第41回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会

- 1) 主 催 日本青年団協議会、財団法人日本青年館、全国地域婦人団体連絡協議会
- 2) 主 管 北海道青年団体協議会、北海道女性団体連絡協議会（以上予定）
- 3) 期 日 2010（平成22）年7月17日（土）～19日（月・祝）
- 4) 場 所 北海道根室市内
- 5) 参 加 費 6,300円（税込）
- 6) 参加者数 25名

3. ピーススタディツアー in ヒロシマ

- 1) 主 催 日本青年団協議会、財団法人日本青年館
- 2) 期 日 2010（平成22）年8月6日（金）～7日（土）
- 3) 場 所 広島市内
- 4) 参 加 費 3,150円（税込）
- 5) 参加者数 20名

4. 日青協第19次植林訪中団

- 1) 主 催 日本青年団協議会、財団法人日本青年館
- 2) 期 日 2010（平成22）年9月18日（土）～23日（木・祝）（予定）
- 3) 場 所 中国河北省豊寧県
- 4) 参加経費 150,000円（税込）
- 5) 参加者数 10名程度

5. 子どもゆめ基金助成事業「青少年体験活動指導者全国フォーラム」

- 1) 主 催 日本青年団協議会
- 2) 協 力 福島県連合青年会、宮崎県青年団協議会（以上予定）
- 3) 実施期間 2010（平成22）年7月上旬～2011（平成23）年2月上旬
- 4) 場 所 全国2～3カ所
- 5) 参加費 3,150円（税込）（予定）
- 6) 参加者数 各箇所60名程度

6. 第59回全国青年大会

- 1) 主 催 日本青年団協議会、財団法人日本青年館、東京都
- 2) 期 日 2010（平成22）年11月12日（金）～15日（月）
- 3) 会 場 東京武道館、日本青年館ほか
- 4) 参加費 5,250円
- 5) 実施種目 体育の部 10種目、文化の部 8種目
- 6) 締め切り 2010（平成22）年9月30日（木）17時（厳守）

7. 2010年日青協訪中代表団

- 1) 主 催 日本青年団協議会、財団法人日本青年館
- 2) 期 日 2010（平成22）年11月27日（土）～12月4日（土）（予定）
- 3) 場 所 中国北京市内ほか
- 4) 参加経費 150,000円（税込）
- 5) 参加者数 10名

8. リバティストディツアー in おおさか

- 1) 主 催 日本青年団協議会、財団法人日本青年館
- 2) 期 日 2010（平成22）年12月18日（土）～19日（日）
- 3) 場 所 大阪市内
- 4) 参加費 3,150円（税込）
- 5) 参加者数 20名

9. 2010全国地域青年「実践大賞」

- 1) 主 催 日本青年団協議会、財団法人日本青年館
- 2) 推薦方法 日本青年団協議会に加盟する道府県青年団、ないしは各都道府県教育委員会および各市町村教育委員会が推薦
- 3) 締 切 2011（平成23）年1月11日（火）必着

10. 第43回全国青年団教宣コンクール

- 1) 主 催 日本青年団協議会
- 2) 会 場 日本青年館
- 3) 出 展 料 1,575円（税込）
- 4) 講 評 料 1,575円（税込）（希望する場合のみ）
- 5) 締 切 2011（平成23）年2月2日（水）必着

11. 青年活動推進コーディネーター養成事業～地域青年活動再生プロジェクト～

「中央フォーラム」

- 1) 主 催 日本青年団協議会
- 2) 期 日 2011（平成23）年3月4日（金）～6日（日）（予定）
- 3) 会 場 日本青年館
- 4) 参加経費 参加費 6,300円（税込）
宿泊費 （リネン代実費 1泊500円）
※食費は実費
- 5) 参加人数 50名程度
- 6) 締 切 2011（平成23）年2月21日（月）必着

12. 第56回全国青年問題研究集会

- 1) 主 催 日本青年団協議会、財団法人日本青年館
- 2) 期 日 2011（平成23）年3月4日（金）～6日（日）（2泊3日）
- 3) 会 場 日本青年館
- 4) 参加経費 参加費 6,300円（税込）
宿泊費 （リネン代実費 1泊500円）
※食費・レポート集代金は実費
- 5) 締 切 2011（平成23）年2月2日（水）必着（レポート含む）

2010（平成22）年度顧問並びに参加

顧問	財団法人日本青年館理事長	小里貞利氏
	元日本青年団協議会会長（第6代）	佐々木栄造氏
	〃（第7代）	真野昭一氏
	〃（第8代）	杉山金市郎氏
	〃（第11代）	矢野茂文氏
	〃（第12代）	吉田利昭氏
	〃（第13代）	成沢勇記氏
	〃（第14代）	高橋成雄氏
	〃（第15代）	榎信晴氏
	〃（第16代）	谷川實氏
	〃（第17代）	東政徳氏
	〃（第18代）	杉本美智夫氏
	〃（第19代）	萩森良房氏
	〃（第20代）	柳本嘉昭氏
	〃（第21代）	西井勇氏
	〃（第22代）	前川和昭氏
	〃（第23代）	城吉信氏
	〃（第24代）	小野寺喜一郎氏
	〃（第25代）	西井通泰氏
	〃（第26代）	星野雅春氏
	〃（第27代）	青木幹雄氏
	〃（第28代）	坪健男氏
	〃（第29代）	西沖和己氏
	〃（第30代）	加藤義弘氏
	〃（第31代）	久保田満宏氏
	〃（第32代）	東和文氏
	〃（第33代）	松浦利明氏
	〃（第34代）	岡下進一氏
	前日本青年団協議会会長（第35代）	本田徹氏
参与	前日本青年団協議会事務局長	渋谷隆氏

以上